

# 松岡奨学生募集案内

教育の機会均等を図り、奨学金を支給することにより人材の育成に寄与することを目的として、松岡奨学生を募集します。

## 1 応募資格

高等学校等（学校教育法に規定する全日制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校）へ入学した者又は既に在学している者で、次の条件を全て満たす者。ただし、高等専門学校にあっては、第1学年から第3学年までに在学している者に限る。

- (1) 品行が正しく、学術優良であり、健康であること（在学する学校長等の推薦を受けること）。
- (2) 経済的理由により就学が困難と認められること。
- (3) 国、県その他の団体から奨学金、その他これに類する資金の支給を受けていないこと（貸付は受けていても良い）。
- (4) 保護者が本市に居住していること（支給決定日の属する年度の4月1日以前1年以上にわたり市内に住所を有すること）。

## 2 募集人員

20人

## 3 奨学金の額・支給方法

月額 10,000円（給付とします。返済の必要はありません。）

7月と12月の年2回に分けて支給

## 4 申込方法

次の書類をそろえて、お申し込みください。①、②の様式は教育総務課窓口で配布しています。また、古河市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 松岡奨学生願書（様式第1号）
- ② 松岡奨学生推薦調書（様式第2号）

《添付書類》

高等学校の学校長からの推薦調書に、前年の成績証明書を添付して提出する。ただし、高等学校等の第1学年に在学する者は、高校の成績証明書が添付できないため、卒業中学校の第2学年・第3学年の成績証明書を卒業中学校に請求して添付すること。

- ③ 住民票謄本（保護者及び本人）
- ④ 令和4年度所得証明書（世帯内で収入のある者全員）

## 5 選考方法

申込受付後、松岡奨学生選考委員会(7月実施)による審議を経て決定

## 6 申請上の注意

- (1) 所得証明書は、家計を一つにしている居住者すべての所得金額について添付する。
- (2) 職場などの都合で別居している家計維持者、就学又は病気治療のため別居している者についても、家計を一つにしている場合は同一家族として記入する。
- (3) 職業欄、勤務先欄には、会社名と雇用形態を具体的に記入する。
- (4) 奨学金希望理由欄には、その理由をできるだけ詳細に記入する。

## 7 受付期間

令和4年6月1日(水)～6月24日(金) (窓口提出は土日を除く)

## 8 申込先(郵送先)

〒306-8601 古河市長谷町 38 番 18 号  
古河市教育委員会 教育総務課 古河庁舎 2 階

## 9 その他

- (1) 支給決定の通知を受けた者は、規則により、学業に精励する旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 今回の募集による支給期間は、令和4年4月から、在学する高等学校等の卒業月(高等専門学校は、第3学年3月)までとする。ただし、毎年度、学年末学業成績表と前年分の所得証明書により審査を行い、修学の見込みがないとき、学業成績又は素行が不良となったとき、奨学金の支給を必要としない理由が生じたとき等は、条例により支給を停止する。
- (3) 条例規則に違反して、虚偽の申請や未届により過払い支給があった場合には、奨学金を返還しなければならない。
- (4) 休学、退学、転学、住所の異動等があった場合には、市長に届出をしなければならない。
- (5) 申請内容に関して教育総務課から問い合わせをする場合があります。